

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鶴ヶ島市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.0%
全職員	67.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.3%
本庁課長相当職	98.2%
本庁課長補佐相当職	95.7%
本庁係長相当職	100.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.7%
31～35年	87.2%
26～30年	83.6%
21～25年	77.9%
16～20年	85.8%
11～15年	82.7%
6～10年	77.4%
1～5年	81.6%

【説明欄】

・週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員（再任用職員、パートタイム会計年度任用職員）は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしている。

例) 週31時間勤務の再任用職員：31時間÷38.75時間（正規職員の勤務時間）＝0.8人/月

・「全職員」の男女の給与の差異について、パートタイム会計年度任用職員の女性の割合が88.0%と比率が大きいことから、給与の差異が大きくなっている。

・管理職手当の対象となる主幹級以上の女性割合は部長級18.2%、課長級8.6%、主幹級32.2%であり、いずれの役職においても男性割合が女性割合を上回っている。

・扶養手当や住居手当などの各種手当について、世帯主や住居の契約者として男性職員への支給が多くなっており、扶養手当の受給者に占める女性の割合は23.0%、住居手当の受給者に占める女性の割合は39.6%である。

・時間外勤務手当について、支給人数の割合は男性職員が42.4%、女性職員が57.6%と女性職員の割合が多いものの、時間数については男性職員が51.6%、女性職員が48.4%で男性職員の割合が多くなっているため給与の差異を広げる要因となっている。

・常勤の職員の平均年齢について、男性職員が42.8歳、女性職員が40.1歳であり、女性職員の平均年齢が2.7歳若いことも要因の一つと考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。